

雇児育発 0710 第 2 号  
平成 24 年 7 月 10 日

各都道府県民生主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

「児童手当法第 29 条第 2 項に規定する意見の申し出について」の一部改正について

標記については、「児童手当法第 29 条第 2 項に規定する意見の申し出について」（平成 18 年 3 月 31 日雇児育発第 0331002 号本職通知。以下「課長通知」といいます。）により行われているところですが、「地方公共団体の公務員に係る児童手当の支給状況報告について」（平成 24 年 6 月 28 日雇児発 0628 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）が施行されたことに伴い、課長通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正することにしたので通知します。

「児童手当法第 29 条第 2 項に規定する意見の申し出について」新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">平成 18 年 3 月 31 日 雇児発第 0331002 号</p> <p>各都道府県民生主管部(局)長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長</p> <p style="text-align: center;">児童手当法第 29 条第 2 項に規定する意見の申し出について</p> <p>前文 (略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 意見の申し出については、法第 29 条第 1 項に定める支給状況報告と同時に行うこととされており、具体的には、「<u>地方公共団体の公務員に係る児童手当の支給状況報告について</u>」(平成 24 年 6 月 28 日付雇児発 0628 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく報告の提出に併せて行うものであり、都道府県は管内市町村の意見を取りまとめた上で提出することとなること。</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: right;">平成 18 年 3 月 31 日 雇児発第 0331002 号</p> <p>各都道府県民生主管部(局)長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長</p> <p style="text-align: center;">児童手当法第 29 条第 2 項に規定する意見の申し出について</p> <p>前文 (略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 意見の申し出については、法第 29 条第 1 項に定める支給状況報告と同時に行うこととされており、具体的には、「<u>地方公共団体の公務員に係る児童手当の支給状況報告について</u>」(平成 18 年 3 月 31 日付雇児発第 0331033 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく報告の提出に併せて行うものであり、都道府県は管内市町村の意見を取りまとめた上で提出することとなること。</p> <p>3 (略)</p>

【改正後全文】

雇児育発第 0331002 号

平成 18 年 3 月 31 日

一部改正 雇児育発 0331 第 3 号

平成 24 年 3 月 31 日

一部改正 雇児育発 0710 第 2 号

平成 24 年 7 月 10 日

各都道府県民生主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

児童手当法第 29 条第 2 項に規定する意見の申し出について

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 20 号)が、本日公布され、平成 18 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。これによる改正後の児童手当法(昭和 47 年法律第 73 号)(以下「法」という。)第 29 条第 2 項に基づき、都道府県知事又は市町村長は、事務を円滑に行うために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、厚生労働大臣に意見を申し出ることができることとされたところであるが、この意見の申し出については、下記により取り扱うこととするので、十分御了知の上、管下市町村への周知について特段のご配慮をお願いします。

なお、この通知は、都道府県知事又は市町村長に対して意見の提出を義務付けるものではない。

記

- 1 意見を申し出ることができる事務の範囲は、都道府県又は市町村が処理することとされている事務であって、具体的には以下に掲げる事務であること。
  - ① 児童手当等(児童手当及び法附則第 2 条第 1 項の給付をいう。以下同じ。)の受給資格及び児童手当等の額の認定、児童手当等の支給及び支払い等児童手当等の支給に関する事務(法第 7 条、第 8 条、第 14 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、附則第 2 条)
  - ② 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員(都道府県)に対する児童手当等の支給(法第 17 条)
  - ③ 市長村長又はその委任を受けた者が認定した地方公務員(市町村、特別区)に対する児童手当等の支給(法第 17 条)

- 2 意見の申し出については、法第 29 条第 1 項に定める支給状況報告と同時に行うこととされており、具体的には、「地方公共団体の公務員に係る児童手当の支給状況報告について」（平成 24 年 6 月 28 日付雇児発 0628 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく報告の提出に併せて行うものであり、都道府県は管内市町村の意見を取りまとめた上で提出することとなること。
- 3 意見を申し出る際の様式については適宜の様式を使用して差し支えないこと。